

優良事業者等評価委員会設置要綱

(名称)

第1条 本委員会は、「優良事業者等評価委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、タクシー業務適正化特別措置法に基づく大阪特定指定地域内の大阪市区交通圏において、優良事業者等評価制度を実施することにより、タクシー事業の業務の適正化を図り、輸送の安全及び利用者の利便の確保に資することを目的とする。

(委員会)

第3条 委員会は、大阪市区交通圏内のタクシー事業者の組織する団体、タクシー運転者の組織する団体、学識経験を有する者及び地域住民、近畿運輸局、公益財団法人大阪タクシーセンター（以下「センター」という。）で構成する。

- 2 委員は、13名以内とし、委員会での承認を得るものとする。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 欠員又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 5 委員は、その職務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。
- 6 委員会には、委員の互選により委員長を置く。
- 7 委員長は議事その他の会務を統括する。
- 8 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(協議事項)

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の事項を協議し、決定する。

- (1) この要綱に関すること。
- (2) 優良事業者等評価制度実施要領に関すること。
- (3) 優良事業者の承認に関すること。
- (4) その他本制度を達成するために必要な事項に関すること。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の総数の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- 3 委員がやむを得ず、会議に出席できないときは、その属する機関又は部署は代理の者を出席させることができる。この場合において、代理出席した者は委員とみなす。
- 4 委員会において議決が必要な場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによるものとする。

5 委員会において、必要があると認めたときは委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の運営に関する事務は、センターが行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会において定める。

(附 則)

この要綱は、令和元年6月7日から施行する。